

# 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力 発電所原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第2205116号

令和4年5月11日

原子力規制庁

## I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和3年12月24日付け原管発官R3第188号をもって、東京電力ホールディングス株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「柏崎刈羽保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

## II. 申請の概要

申請者が提出した柏崎刈羽保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

### 1. 組織体制の見直しに伴う変更

核物質防護部門強化のため、組織体制を見直すことに伴い、発電所組織を変更することから、関連条文を変更する。

### 2. 福島第二及び東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請時の審査内容の反映

申請者が、柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合性に係る設置変更許可（平成29年12月27日許可）の審査の過程で平成29年8月25日に原子力規制委員会に提出した回答文書等の反映に伴う福島第二及び東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請時における審査内容を踏まえ、表現の見直しを行うため、関連する保安規定第2条（基本方針）を変更する。

### Ⅲ. 審査の内容

#### Ⅲ－１. 原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第１号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

##### １. 組織体制の見直しに伴う変更

- ① 保安規定に定める保安に関する組織及び職務等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること
- ② 保安規定に定める重大事故等発生時の体制の整備等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の内容等と整合していること
- ③ 保安規定に定める保全区域及び周辺監視区域が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容等と整合していること

##### ２. 福島第二及び東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請時の審査内容の反映

本申請が「原子力事業者としての基本姿勢」の記載の一部を「福島原子力事故」から「福島第一原子力発電所事故」へと表現を見直すものであり、「原子力事業者としての基本姿勢」の内容を変更するものでないこと

#### Ⅲ－２. 原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第１３０６１９８号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定。以下「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用炉規則第９２条第１項各号を表している。

##### １. 組織変更に伴う変更

###### (１) 第３号（発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織）

第３号第４号について、保安規定審査基準は、本店等及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

規制庁は、組織変更に伴い設置された各組織が保安に関する組織として位置付けられるとともに、従前の組織が行っていた保安に関する職務が整理され、組織変更に伴い設置された各組織が行う保安に関する職務の内容として定められていることを確認したことから、第3号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- (2) 第8号イからハまで（発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等）

第8号イからハまでについて、保安規定審査基準は、地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること等を求めている。

規制庁は、本申請が組織変更に伴い火災発生時の保全に関する計画の承認者を安全総括部長に変更するものであり、火災の発生時に講ずべき措置の内容に変更はないことを確認したことから、第8号イからハまでに関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- (3) 第9号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）

第9号について、保安規定審査基準は、保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること、周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること等を求めている。

規制庁は、本申請が組織変更に伴い保全区域及び周辺監視区域に係る措置を講じる者を変更するものであり、保全区域及び周辺監視区域に係る措置の内容に変更はないことを確認したことから、第9号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- (4) 第16号（設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第16号について、保安規定審査基準は、許可を受けたところによる基本設計ないしは基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じた措置を講ずること等が定められていることを求めている。

規制庁は、本申請が組織変更に伴い発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画の承認者を安全総括部長に変更するものであり、火災並びに重大事故等及び大規模損壊に応じた措置の内容に変更はないことを確認したことから、第16号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

## 2. 福島第二及び東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請時の審査内容の反映

規制庁は、本申請が令和3年3月18日に認可処分を行った福島第二原子力発電所等の発電用原子炉施設保安規定の審査内容を踏まえ、「原子力事業者としての基本姿勢」の記載の一部を「福島原子力事故」から「福島第一原子力発電所事故」へと表現を見直すものであり、当該審査の際に規制庁が指摘した事項を踏まえて柏崎刈羽保安

規定も同様に変更するものであることを確認した。